

[事案 2021-289] 説明・資料提出請求

・令和4年2月1日 不受理決定

<事案の概要>

平成13年7月に支払った第一回保険料充当金領収証に記載された金額が何月分の保険料であるかの説明、保険証券のどこを見れば領収金額の入金が確認できるかの説明、領収金額が記載されている法人用の保険証券の提出、の3点を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合に、これを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対して、具体的な説明の内容を定めて説明することを求め、この実行を求める手続ではないこと、また、申立人に対する個別資料の提出を保険会社に対して求める権限を有するものではなく、裁定手続はこの実行を求める手続でもないことから、申立てを不受理とした。